

第 23 回 豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会会議録

署名者

豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会会長

第23回 豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会会議録

- 1 開催日時
令和4年9月27日(火) 午後1時から午後2時30分まで
- 2 開催場所
豊橋市役所職員会館3階 302会議室
- 3 出席した委員
佐野会長、伊藤委員、岩田委員、江崎委員、鈴木委員、徳島委員
- 4 庶務及び説明を行うため出席した職員
行政課 石田主幹、吉村専任主査、行政課情報公開グループ 小酒井
- 5 会議に付した事項
個人情報保護法の改正施行に伴う豊橋市の対応について
※事務局の概要及び事務局案説明
- 6 議事概要
別紙のとおり

別紙 議事概要

- 1 運営審議会運営事項等について
会議録の公開については公開とする。
- 2 個人情報保護法の改正施行に伴う豊橋市の対応について
 - (1) 事務局概要説明
 - (2) 質疑応答

委 員	個人情報の開示請求者に対し、どのような方法で開示を実施するのか。
事 務 局	保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、開示を実施する。
委 員	保有個人情報を閲覧する際、開示請求者が保有個人情報をデジタルカメラやスマートフォンで撮影することは可能か。
事 務 局	豊橋市個人情報保護条例には、保有個人情報を閲覧する際に写真撮影をすることを禁止する規定はないため、庁舎管理上の支障や、開示請求者以外の個人情報が写り込む等の支障が無ければ、閲覧の一態様として可能であると考えている。
委 員	本審議会を、情報公開・個人情報保護審査会に統合するとの説明があった。本審議会はどのようになるのか。
事 務 局	本審議会を審査会との統合に伴い廃止する案である。個人情報保護委員会に対して、必要な情報提供や技術的助言を求められることができるとの規定が改正法にあるため、諮問事項が少なくなることが予測されるからである。しかし、豊橋市個人情報保護法施行条例を改正し又は廃止する必要性が生じた場合や、保有個人情報の安全管理措置の基準を定めようとする場合等に、学識経験者等の意見を聴くことは、改正法の趣旨に反しないし、市民の権利保護に資すると考えられるので、審査会に統合し、機能を残すことを案として提示した。
委 員	豊橋市個人情報保護法施行条例では、保有個人情報の開示を実施する場合にも、開示請求者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない旨の規定を置くという案について説明があった。任意代理人が開示請求を行う場合、この規定に基づき、開示実施時に本人確認書類を提出又は提示するのは、保有個人情報の本人か、それとも代理人か。
事 務 局	代理人である。代理人による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならないとの規定を設ける案である。

委 員	改正法の施行はいつか。
事 務 局	国の行政機関や独立行政法人等に適用される部分は、令和4年4月1日に施行された。地方公共団体に適用される部分は、令和5年4月1日に施行される予定である。
委 員	現在の豊橋市個人情報保護条例は、豊橋市の実施機関が保有する個人情報の適正な取扱いや開示等について規定しているのであり、民間事業者は対象外であるとの認識で良いか。
事 務 局	その認識で間違いない。

3 審議及び意見

- ・次回の審議会で、本日説明があった事務局案について審議を行う。